

事務連絡  
令和2年11月27日

各都道府県 観光主管部局 各位

観光庁

### 札幌市・大阪市に係る Go To トラベル事業の利用について

日頃より、観光行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

Go To トラベル事業については、新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言等を踏まえて、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせします。

#### 【札幌市・大阪市着の旅行の Go To トラベル事業の利用について】

Go To トラベル事業については、11月24日（火）に、都道府県知事によりステージⅢ相当と判断された一部区域について事業の適用を一時的に停止することを決定した場合には、

- ① 当該地域を目的地とする旅行について、新規予約を本事業の適用から除外する。
- ② 既存の予約分についても、本事業の適用から除外する。
- ③ キャンセル料については、旅行者に負担がかからないようにする。
- ④ 予約がキャンセルされたことに伴い影響を受ける参加事業者に対しては、旅行代金の35%（※）に相当する額について、本事業の予算で負担する。

（※）公表の前日までに予約されていた旅行に限る。1万4千円/人泊上限。

との措置を講じることを決定し、札幌市と大阪市を目的地とする旅行について、本事業の適用を一時的に停止する措置を講じたところです。

#### 【札幌市・大阪市に居住する方の Go To トラベル事業の利用について】

上記の措置に加え、11月25日（水）の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を踏まえ、本日、札幌市・大阪市に居住する方に対し、新規の予約・既存の予約を問わず、それぞれの旅行に伴う感染リスクを慎重に判断し、12月15日（火）までに出発する Go To トラベル事業を利用した旅行を控えるよう呼びかけるとともに、既に予約済の Go To トラベル事業を利用した旅行については、12月7日（月）までの間、無料でキャンセル可能とし、事業者が負担するキャンセル料相当分について、本事業の予算で負担することといたしました。

詳細は、別添の報道発表資料を御参照ください。ご不明な点等ございましたら、以下までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

#### 【本事務連絡に関する問い合わせ先】

国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課 近藤、栗山、大城、江崎、伊藤  
TEL: 03-5253-8111（代表）内線 27742、27702、27736、27716、27729  
03-5253-8328（直通）